

修正表(変更)

(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

(特非)全国要約筆記問題研究会

「難聴の程度」につきまして、下記の通り修正いたします。

【上巻】

	修正箇所	現	修正
P.6	難聴程度の区分表	(難聴の程度) (平均聴カレベル) 軽度難聴 25~50dB 未満 中等度難聴 50~70dB 未満 (難聴の程度) ろう	(難聴の程度) (平均聴カレベル) 軽度難聴 25~40dB 未満 中等度難聴 40~70dB 未満 (難聴の程度) 重度難聴

修正(変更)の理由

- ・本テキストの発刊時は、軽度難聴と中等度難聴が50dBで区分されることが多く、難聴の程度区分では、「ろう」の用語が用いられていました。
- ・日本聴覚医学会が、2014年に難聴(聴覚障害)の程度区分として、軽度難聴と中等度難聴の区分を40dB、平均聴カレベル90dB以上を「重度難聴」としました。
<https://audiology-japan.jp/iinkai-infomation/>
- ・難聴の程度区分に関わって国が明示したものはなく、本テキストでは、今後、日本聴覚医学会の難聴(聴覚障害)の程度区分を用います。

厚生労働省カリキュラム準拠 要約筆記者養成テキスト第2版
修正表(変更)について(説明)

厚生労働省カリキュラム準拠「要約筆記者養成テキスト第2版」において、聴カレベルについては、第1版作成時の基準を使用してきました。

ですが、2014年に日本聴覚医学会が示した「難聴(聴覚障害)の程度分類」等と差異があるため、第2版上巻6ページの難聴程度の区分表に関してお問い合わせをいただくことが多くなりました。

正確性を期すため厚労省に確認したところ、

- ① 国としては難聴程度区分を示したものはない。身体障害者福祉法施行規則に規定されている聴覚障害等級の障害程度、2級 100dB以上、3級 90dB以上、4級 80dB以上等、6級 70dB以上等、のみである。
- ② 難聴程度区分として公に知られているものとして、

・WHO基準

・日本聴覚医学会が示した基準

があるが、修正に関しては団体判断となる。

との回答を得ました。

テキスト第1講「聴覚障害の基礎知識」の執筆者である、東京学芸大学の濱田豊彦教授にこれまでの経緯を説明し、修正を依頼したところ、日本聴覚医学会の基準に合わせた今回の修正に至りました。

受講者および関係者の皆さまに広く周知のほどよろしくお願いいたします。